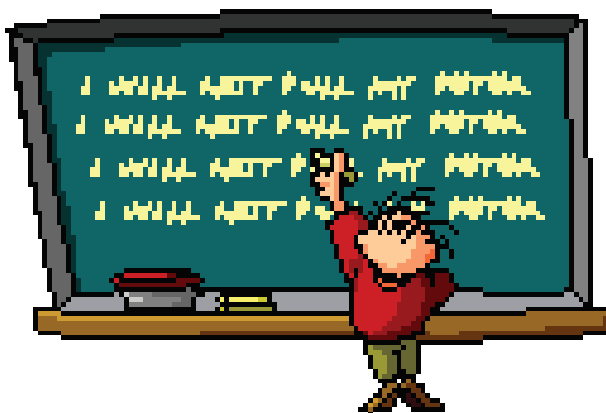


# どうしましょう! 障害児の我が子が 停学を繰り返しています!

どうしたら良いでしょうか?  
子供にはどのような権利がありますか?



## **Protection & Advocacy, Inc.**

3580 Wilshire Blvd., Suite #902

Los Angeles, CA 90010

電話: 213.427.8747

ファクス: 213.427.8767

TTY: 800.727.4546

# どうでしょう! 障害児の我が子が停学を繰り返しています!

## どうしたら良いでしょうか? 子供にはどのような権利がありますか?

---

『息子は学校でいつも問題を起こすような振舞いをします。担当の先生は息子に憤慨しています。先生達はいつも私に電話をするか、息子を校長室に呼び出します。息子は今年何回も停学になりました。今では、学校側はもっと制限された学校環境に息子を移すことを希望しており、息子が今まで通りの振舞いを続ける場合、退学になるか永久に他の教育環境に移されると先生達からも時々言われます。息子のことを思うととても不安です。』

これが貴方の立場と似ていたり、同じような経験がおありの場合、お子様のためになる知っておくべきいくつかの事項があります。

一般に、停学に関して障害児もその他の生徒もすべて同様に扱われますが、連続または累積した停学日数が一定数に達した場合、特殊教育の生徒が停学になる経緯と時期について特定の制限があります。また、停学や退学になる可能性を少なくするため、より適正な品行を教える生徒指導に役立つ積極的行動介入について州および連邦レベルの法律があります。

本出版物は、問題行動や停学経験のある子供の権利に関するいくつかの基本的情報について記載してあります。

本出版物の内容:

- A. 停学
- B. 積極的な行動支援および介入
- C. 最も制限の少ない環境および学級参加

\*\*\*お子様が放校の対象となっていたり、お子様の行動について「徴候確定 (manifestation determination)」や「緊急」IEPのために学区から電話を受けた場合、『どうでしょう! 障害を持つ我が子が放校の対象となっています!』と題する、特殊教育を必要とする子供の放校に関する出版物も併せてご覧ください。 \*\*\*

## A. 停学

問題行動が障害に直接関係していても、通常、停学に関して障害児は普通学級児と同様に取り扱われます<sup>1</sup>。両者の取り扱い上の相違点は、学年で累積し得る停学期間および停学日数にあります。カリフォルニア州では、限られた状況を除き、普通学級児に対しては学年合計20日間停学が認められています<sup>2</sup>。しかし、特殊学級児の場合、保護者の同意や、裁判所または聴聞委員の命令なしに、連続10日を超過して停学または学級移動することは禁止されています<sup>3</sup>。いかなる状況においても、障害児についての徴候確定審査および追加の法的保護なしに、連続10日を超えて適切な教育を停止することは禁止されています。<sup>4</sup>

停学の場合、学校または学区の職員は、一時的に特殊学級児を現在の学級から別の学級に移動する権限を持っており、この移動先の学級は「暫定的代替学級(interim alternative setting)」と呼ばれることがよくあります。ただし、連続10日を超えて移動させることはできません。<sup>5</sup> 特殊学級児は個別の学則違反について学年合計が10日を超える複数の停学処分を受けることも可能ですが、この場合1回の停学処分が連続10日を超えてはならず、また学級変更とみなされる形をとることはできません。<sup>6</sup>

しかし、停学処分が暫定的代替学級で生じた場合でも、学年合計が10日を超える停学処分を受けた後、特殊学級児は無償適正公的教育(FAPE: free appropriate public education)を受ける必要があります。<sup>7</sup> この生徒が一般カリキュラムで適切に進歩し、IEP目標の達成に向けて進歩できるよう、学区は必要な範囲で教育しなければなりません。<sup>8</sup> つまり、生徒が教育を受けるため現在の学級にいることができなくても、学年の停学11日目、学区は生徒にFAPEを提供する必要があります。

たとえば、校庭での喧嘩が原因で特殊学級児が停学になった場合、最高連続10日間の停学処分になったり、その期間中別の学級に送られることさえあります。4週間後、同じ生徒が秩序を乱したり、教師や同級生に極めて不適切な言葉を発した場合、連続最高10日間、再度停学処分になることがあります。しかし、2回目の停学処分により学年の合計停学日数が10日を超えるため、学区は暫定的代替環境においてFAPEを生徒に提供しなければなりません。任意の事件により11日以上停学処分になった場合、この停学処分は自動的に学級変更と見なされ、放校処分の対象となる障害児に対し特別な法的保護が発動されます。<sup>9</sup> 障害の有無に関係なく、

すべての生徒は学年中の停学日数が合計20日間に制限されています(ただし新しい学校への転校に適応中の生徒については合計30日間で認められています)<sup>10</sup>。

学区がFAPEの提供責任の一貫として暫定的代替環境で何らかの教育を開始した場合でも、学区が、連続停学10日間または学年限度の合計20日間の規則から免除されることを意味するものではないことを忘れないでください。

場合によっては、停学処分が繰り返しの行動を示す場合、学年合計10日を超える一連の停学処分は、IEP面接を行わずに、保護者の同意を得ていない学級変更となることがあります。停学の繰り返しが不法な学級変更または放校と見なされるかどうかを判定する際、それぞれの停学期間の長さ、合計停学日数、停学処分の頻度、一連の停学処分における子供の行動についての類似性などの要因を考慮することが可能です。停学処分が繰り返されるようであれば、一連の停学処分は学級変更となる場合があります。<sup>11</sup> 停学処分が学級変更と考えられる場合、IEPチームは徴候確定会議を開く必要があります、学級変更に関するすべての権利および責任が適用されます。<sup>12</sup>

たとえば、学年度が半分しか終了していないのに、すでに合計12日間の停学処分を受けている場合、すべての停学処分の時期が近接している傾向があることを貴方は証明できるかもしれません。さらに、停学処分がすべて非常によく似た行為や行動のタイプが原因となっているものであれば、貴方はある傾向が存在すると論議することもできます。これらの理由から、お子様の停学処分がIEP面接をせずに、あるいは保護者の同意を得ずに学級を変更したと考えられることがあります。この例で、合計12日の停学が学級変更と考えられる場合、放校の対象となる障害児に対しその他の法的保護が適用されます。

PAI発行の解説書『特殊教育の権利と責任 (Special Education Rights and Responsibilities, SERR)』の第8章には停学および放校についてさらに詳しく説明してあります。『どうでしょう! 障害を持つ我が子が放校の対象となっています!』と題する放校に関するPAI発行の出版物もをご覧ください。

## B. 積極的行動介入

自身や他の生徒の学習の妨げになるような振舞いをお子様になさる場合、お子様には、特殊教育プログラムがプラスとなるよう必要な関連教育やその他の補助・教育手段を利用する権利があります。<sup>13</sup> 特殊教育法では、IEPチームに、適切な場合は、その振舞いに取り組むため、評価<sup>14</sup>、積極的行動介入および支援<sup>15</sup>を含めた戦略を考慮しなければならないことを義務付けています。

さらに、カリフォルニア州には「ヒューズ・ビル行動介入(Hughes Bill Behavioral Interventions)」とも呼ばれる特別な行動介入規則があります。これらの特別な規則は、「機能分析評価(Functional Analysis Assessment: FAA)」または「ヒューズ・ビル評価(Hughes Bill Assessment)」と呼ばれる広範囲で詳細な評価と、積極的行動介入計画の開発・導入を義務付けています。これらの規則は嫌悪行動介入の利用も禁止しています。<sup>16</sup>

FAAでの所見、情報、推奨事項は生徒についての積極的行動介入計画の作成に使用されます。この計画は生徒のIEPの一部となり、またこの計画には不適応行動や好ましくない行動を減らし、容認できる一層好ましい行動に導くための目標・目的も含まれます。さらに、行動介入計画は行動分析の訓練証明のある者のみしか導入・監督することができません。<sup>17</sup>

生徒が、本人や他の生徒に明らかに危害を呈し、予測不能な突発的な行動を示す場合、教職員は緊急介入を取ることができます。しかし、行動の阻止や抑制に要する時間よりも長期にわたって緊急介入を実行することはできません。<sup>18</sup> さらに、目標となる行動を変更、代替、または改善のために策定された体系的な行動介入計画の代わりに、緊急介入を行うことは**できません**。<sup>19</sup>

PAIの解説書『SERR』の第5章に、関連する教育、行動介入、緊急介入、禁止されている行動介入について詳しく述べられています。第5章末部にある行動介入フローチャート(Behavioral Intervention Flowchart)もご覧ください。

## C. 最も制限の少ない環境および学級参加

「最も制限の少ない環境(Least Restrictive Environment: LRE)」は、障害児が障害のない同級生と一緒に、最大限に適切な範囲で、教育を受けられなければならないという特殊教育法における要件です。特殊教育法は、学区が、別のより制限的な環境を考慮する前に、各特殊教育学級の生徒が補助および教育手段を利用して普通学級で順調に教育を受けられるかどうかを考慮することも義務付けています。<sup>20</sup> これは、特殊教育の生徒を支援するその他の手段を利用しても、生徒が普通学級の教育で進歩が見られなかったり、プラスにならない場合を除き、その生徒が普通学級から除外される必要がないことを意味しています。

LREの要件では、IEPチームは、障害のない生徒が通学する学校および学級とは異なるものを推奨する場合、その理由を文書に記録する必要があります。この文書には、補助および教育手段を利用しても、障害のため制限の少ない環境では教育の必要性が満たされない理由も記載されていなければなりません。これは、重大な問題行動やその他の障害のある生徒を、特別な昼間学級、私立学校、入居型教育参加など、分離型教育への参加を推奨する**前に**、IEPチームは、カウンセリング、AB3632での支援サービス<sup>21</sup>、個人的行動助手、行動介入計画、機能分析評価、およびその他の関連サービスなど、支援サービスの考慮、提供、作成、導入を実施しなければならないことを、意味しています。

カリフォルニア州規則法典(California Code of Regulations)、第2編(Title 2)、§ 60100の記載事項:

生徒が特殊教育および精神衛生サービスを受けるために入居型教育参加が必要であるという判定を下す前に、広範囲なIEPチームは、学級、自宅、および地域社会の他の環境において行動スペシャリストおよびフルタイムの行動助手や、自宅および地域社会環境における保護者の訓練を提供するなど、より制限の少ない代替策を考慮する必要があります。IEPチームはこの入居型教育参加の代替策と、それらを却下した理由について文書に記録しなければなりません。そのような代替策には、教育と精神衛生から開発された複合的な組み合わせ策も含まれることがあります。

カリフォルニア州規則法典のこの項目はさらにLREを強調し、支援しています。第60100項は、入居型教育プログラムの参加を生徒に推奨ま

たは言及する前に、学区は授業時間外において一対一の行動助手を提供する必要があるかもしれないことを示しています。生徒は、障害の性質により、早朝(登校の手伝い)および午後(下校から帰宅するまでの支援)において一対一の教育助手など、非居住型教育参加に留まることができるよう追加の支援が必要な場合があります。

**注記:** 解説書『SERR』の他章や他の出版物がご入用の場合は、PAIのホームページ[www.pai-ca.org](http://www.pai-ca.org)からダウンロードするか、事務所までフリーダイヤル(800) 776-5746で電話にてご請求ください。

## 法律引用の略号

§, §§	Section, Sections (項)
20 U.S.C.	Title 20 of the United States Code (合衆国法典第20編)
34 C.F.R.	Title 34 of the Code of Federal Regulations (連邦規則法典第34編)
Cal. Ed. Code	California Education Code (カリフォルニア州教育法典)
5 C.C.R.	Title 5 of the California Code of Regulations (カリフォルニア州規則法典第5編)

## 以上

- <sup>1</sup> 20 U.S.C. § 1415(k); Cal. Ed. Code § 48900.5、48911.5; 一般停学規則も参照のこと、Cal. Ed. Code §§ 48900 – 48915.5
- <sup>2</sup> Cal. Ed. Code § 48903
- <sup>3</sup> 34 C.F.R. § 300.530(b)
- <sup>4</sup> 34 C.F.R. § 300.530(e); PAI出版物『どうしましょう! 障害を持つ我が子が放校の対象となっています!』も参照のこと
- <sup>5</sup> 34 C.F.R. § 300.530(b)
- <sup>6</sup> 34 C.F.R. § 300.530(b)
- <sup>7</sup> 34 C.F.R. §§ 300.530(b)(2)および(d)(4); および300.536
- <sup>8</sup> 20 U.S.C § 1415 (k)(1)(D); 34 C.F.R. §§ 300.530(b)(2)および(d)
- <sup>9</sup> 34 C.F.R. § 300.530(e); PAI出版物『どうしましょう! 障害を持つ我が子が放校の対象となっています!』も参照のこと
- <sup>10</sup> Cal. Educ. Code § 48903
- <sup>11</sup> 34 C.F.R. § 300.536(a)(2)
- <sup>12</sup> 34 C.F.R. § 300.530(e); PAI出版物『どうしましょう! 障害を持つ我が子が放校の対象となっています!』も参照のこと
- <sup>13</sup> 20 U.S.C §1401(26)および(33); 34 C.F.R. § 300.34; Cal. Ed. Code §§ 56033.5、56520 – 56525、56363; および5 Cal. Code Regs. §§ 3001 (d)、(e)および(f)、3052
- <sup>14</sup> 34 C.F.R. § 300.304(b)(4); Cal. Ed. Code § 56320(f); 同時参照: 評価手順、評定、最終評定 34 C.F.R. §§ 300.303 – 300.305
- <sup>15</sup> Cal. Ed. Code §§ 56520 – 56521と56523
- <sup>16</sup> Cal. Ed. Code §§ 56520 – 56525; 5 Cal. Code Regs. §§ 3001 (d)、(e)と(f)、および3052
- <sup>17</sup> Cal. Ed. Code §§ 56520 – 56525; 5 Cal. Code Regs. §§ 3001 (d)、(e)と(f)、および3052
- <sup>18</sup> 5 C.C.R. § 3052(i)(3)
- <sup>19</sup> 5 C.C.R. § 3052(i)(1)
- <sup>20</sup> 20 U.S.C. § 1412(a)(5); 34 C.F.R. § 300.114; Cal. Ed. Code § 56031、56342
- <sup>21</sup> AB3632規則は、学区が郡精神衛生局(County Departments of Mental Health: CMH)などの地域の非教育機関とカウンセリング、精神療法、または家族療法などのサービスを提供する合意書の作成を義務付けています。生徒がAB3632の下でCMHに照会され、CMHが評価の必要があることを確定した場合、大半の場合、CMHには保護者から同意書を受理してから評価完了まで60日間の猶予があります。AB3632の下で提供されるサービスは、他の関連サービスと同様、IEPに記載される必要があります。AB3632のサービスについての詳細は、PAI解説書『Special Education Rights and Responsibilities』の第9章に記載されています。Gov. Code §§ 7570以下参照; 2 Cal. Code Regs. §§ 60000、以下参照。